

小型船舶操縦士身体検査証明書

(申請者記入)

氏名 (ふりがなをつけること。)		性別
		男 女
出生の年月日	更新をし、又は再交付を受けようとする操縦免許証に係る資格又は受けようとする試験の種別	
年 月 日	一級・二級・特殊 小型船舶操縦士	
現住所		
〒		
TEL		

(写真)

次のような写真をはり付けること。

1 縦 45mm~30mm
横 35mm~24mm

2 申請日前6月以内撮影

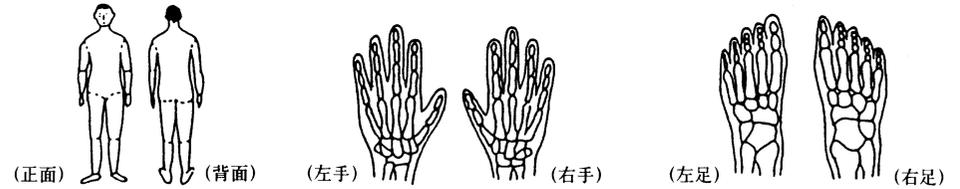
3 無帽、正面上半身

※
割
印

※写真の割印は、医師又は検査員の押印とする。

(2) 身体機能の障害の部位(身体機能の障害がある者の場合のみ記入)

切断部位は ——、障害部位は  により図示すること。



(3) 運動機能 (身体機能の障害がある者の場合のみ記入)

①関節の屈伸

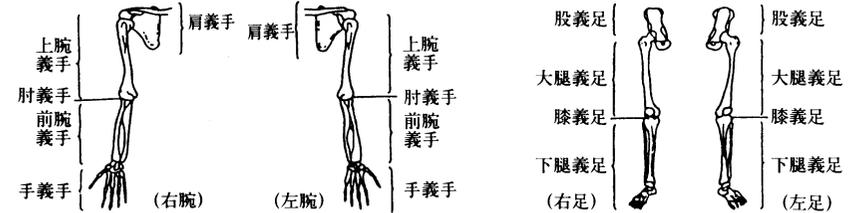
手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない
歩 行	できる	できない

②障害のある関節 (関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入)

手関節	肘関節	肩関節
左 右	左 右	左 右
股関節	膝関節	足関節
左 右	左 右	左 右

(4) 義手義足 (義手又は義足を装着している者の場合のみ記入)

義手義足を装着している部分を  により図示すること。



6. 医師又は検査員所見

(受検者の小型船舶操縦者としての業務又は操縦について指摘すべきことがあれば記入)

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第 9 の検査項目について
検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

医師又は検査員の氏名
医療機関又は講習機関の名称
及び所在地



(医師又は検査員記入)

1. 視 力

視 力 (矯正で可)	左	右
視 野 (矯正をしても一眼が 0.5 未満のものの場合のみ記入)	左	右

2. 弁 色 力

(更新又は失効再交付の場合は記入不要)

正 常	そ の 他
-----	-------

3. 聴 力

5 m の 話 声 語 の 弁 別	可	不可
上欄の 5m の話声語の弁別について「不可」の者にあつては 汽笛の音の弁別 (医師が検査を行う場合は記入不要)	可	不可

4. 疾 病

疾病の有無	病 名 及 び 程 度 (疾病のある者の場合のみ記入)	業務への支障
有 無		有 無

5. 身体機能の障害

(1) 身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障 害 の 内 容 及 び 程 度
有 無	
握 力 (両手の手指に障害のある者の場合のみ記入)	左 kg 右 kg

記入要領 (例) ※必ずお読みください・受診前に 担当医師 にお見せください

第23号様式(第80条、第85条、第99条関係) (日本工業規格A列4番)

小型船舶操縦士身体検査証明書

(申請者記入)

氏名 (ふりがなをつけること。)		性別
		男 女
出生の年月日	更新をし、又は再交付を受けようとする操縦免許証に係る資格又は受けようとする試験の種類	
年 月 日	一級・二級・特殊 小型船舶操縦士	
現住所		
〒		
TEL 電話番号もご記入ください		

必ず写真を貼って
受診してください

(写真)

次のような写真をはり付けること。

1 縦 45mm~30mm
横 35mm~24mm

2 申請日前6月以内撮影

3 無帽、正面上半身

※写真の割印は、医師又は検査員の押印とする。

割印は医師の
印と同じもの

(医師又は検査員記入)

1. 視力

視力 (矯正で可) メガネ使用可	左	0.5	右	0.5
視野 (矯正をしても一眼が0.5未満のものの場合のみ記入)	左		右	

※0.5以上見える方の視野角度 150度以上

2. 弁色力

(更新又は失効再交付の場合は記入不要) ※その他に○が付いた方は受講申込み事務所までご相談ください。

正常	その他
----	-----

3. 聴力

5m の 話 声 語 の 弁 別	可	不可
上欄の5mの話声語の弁別について「不可」の者にあつては 汽笛の音の弁別 (医師が検査を行う場合は記入不要)	可	不可

補聴器使用可

4. 疾病

疾病の有無	病名及び程度 (疾病のある者の場合のみ記入)	業務への支障
有 無		有 無

5. 身体機能の障害

(1) 身体機能の障害の有無

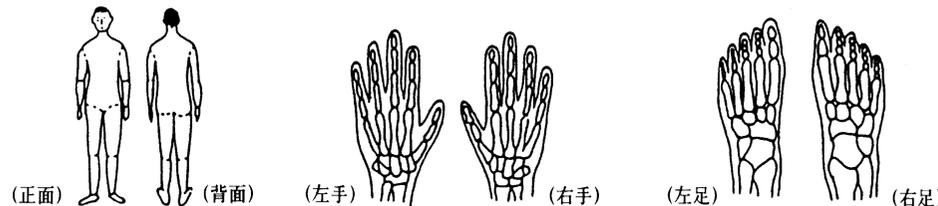
該当検査結果を○で囲む

身体機能の障害の有無	障害の内容及び程度			
有 無				
握力(両手の手指に障害のある者の場合のみ記入)	左	kg	右	kg

合格基準

- 視力:0.5以上 ただし一眼の視力が0.5未満でも、他眼の視力が0.5以上、かつ視野が左右150度以上
- 弁色力:色盲又は色弱でないこと (注)色弱の方は別に検査します
- 聴力:5mの話声語の弁別ができること(補聴器使用可能)
- 疾病:小型船舶操縦者としての業務への支障がないこと
- 身体機能:障害があつても、その程度により受験可能

(2) 身体機能の障害の部位(身体機能の障害がある者の場合のみ記入)
切断部位は ———、障害部位は により図示すること。



(3) 運動機能 (身体機能の障害がある者の場合のみ記入)

①関節の屈伸

手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない
歩行	できる	できない

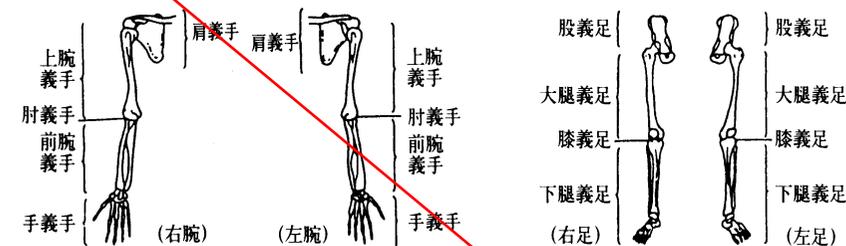
②障害のある関節 (関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入)

手関節	肘関節	肩関節
左 右	左 右	左 右
股関節	膝関節	足関節
左 右	左 右	左 右

左記(2),(3),(4)は
5.(1)身体機能の障害の有無で結果が「有」の方のみ所要項目に記入

(4) 義手義足 (義手又は義足を装着している者の場合のみ記入)

義手義足を装着している部分を により図示すること。



6. 医師又は検査員所見

(受検者の小型船舶操縦者としての業務又は操縦について指摘すべきことがあれば記入)

業務への支障なし

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第9の検査項目について
検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

医師又は検査員の氏名
医療機関又は講習機関の名称
及び所在地

忘れずに必ずご記入ください
(電話番号もご記入ください)

印